糸島市補助金設計書

所管課	健康づくり課

補助金名称	はりきゅう費補助金
区分	⑤その他の事業補助（扶助的）
該当例規等	糸島市はり、きゅう費の支給事業実施規程

【長期総合計画体系】

基本目標１＿みんなが健康で元気なまちづくり
政策１＿保健・医療の充実
施策①＿市民の健康管理体制の充実を図る

1　補助の目的

　医師が診療中の疾患に係るものを除いた末梢神経疾患又は運動器疾患に係るはり、きゅうの施術に要する費用の一部を支給することにより、症状の悪化を防止が図られ、医療費の抑制及び市民の健康管理を図る。

2　成果指標

3　補助対象事業･補助対象者

補助対象事業
　医師が診療中の疾患に係るものを除いた末梢神経疾患又は運動器疾患に係るはり、きゅうの施術に要する費用の一部を支給
補助対象者　市民

4　補助対象（外）経費

　医師が診療中の疾患に係るものを除いた末梢神経疾患又は運動器疾患に係るはり、きゅうの施術に要する費用

5　補助率･補助限度額、積算根拠

1回3,000円以上の施術費に対し、1回500円、1日1回、月5回を上限に補助
一般的な古来の鍼灸の施術費用が3,000円以上であり、安価な貼り付けタイプの施術など、施術方法が多様化している中、補助単価とのバランスを図ることを理由としている。

6　補助期間（期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う）

令和２年度まで